

「持続可能な森林資源の活用のあり方検討会」報告書

2007年4月
エコマーク事務局

はじめに

エコマーク商品類型には、古紙、廃木材、間伐材を評価対象としているものが多くある。これらは廃棄物削減や森林資源の有効利用の観点によるものである。一方、1992年の国連環境開発会議（UNCED）を契機に、森林の健全性や様々な機能を維持すべきとする「持続可能な森林経営」の概念が提議され、森林認証制度などが発達し、適切な森林管理のもと、そこから産出された木材やパルプが環境配慮材として、市場に出回るようになった。

今後、エコマークにおいて、これらの材料や森林認証制度などをどのように考え、古紙、廃木材などの従来の環境配慮材に対して、どのように位置づけるかなどを明確にする必要があることから、事業者関係団体、NGO、中立機関の専門家・有識者を招聘し、現状の把握および今後の取扱いについて検討を行った。

本報告は、その検討結果をとりまとめたものである。

■ 検討会の開催期間

* 2006年8月～12月（全3回開催）

■ 検討委員（50音順 敬称略）

岡山 隆之	東京農工大学大学院 共生科学技術研究院 環境資源共生科学部門 教授
奥 真美	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授
上河 潔	日本製紙連合会 常務理事
小林 紀之	日本大学大学院法務研究科 教授
白石 則彦	東京大学大学院 農学生命科学研究科 森林科学専攻 森林経理学教授(委員長)
中澤 健一	国際環境 NGO FoE Japan 森林プログラム
橋本 務太	WWF ジャパン 自然保護室 森林担当
服部 順昭	東京農工大学大学院 共生科学技術研究院 環境資源共生科学部門 教授
藤原 敬	社団法人 全国木材組合連合会、全国木材協同組合連合会 常務理事
森下 研	エコマネジメント研究所 代表

オブザーバ：環境省、林野庁、日本製紙連合会

．検討結果の概要

1．森林及び森林資源活用の現状

1 1．森林の役割と現状

森林は木材資源を産出するばかりでなく、水源のかん養や炭酸ガスの吸収による地球温暖化防止、生態系の維持・生物多様性の保持、地元住民への食糧提供など多面的機能をもっている。

世界的にみると、森林の開発（プランテーション開発、インフラ開発、鉱山開発、エネルギー開発）森林から農地への転換などにより、森林面積は減少傾向にある。一方、わが国は、国土面積の3分の2が森林で覆われ、人工林を中心に蓄積が増大しているものの、林業の低迷等により適切な管理が十分に行われていないため、森林機能の低下が懸念されている。したがって、森林機能の持続性の確保は重要な課題である。

1 2．森林資源・経営に関する評価の現状

1970～80年代、熱帯地域の途上国を中心に森林の減少と荒廃が急速に進んだ。これに歯止めをかけるため、持続可能な森林経営を認証する制度として、1980年代に最初の森林認証制度が設立されている。

森林認証とは、一定の基準を満たす管理が実践されている森林、またはその管理主体を独立した第三者機関が評価するものである。これは、森林から生産された木材製品に対し、生産現場から最終消費者に至る全過程の管理を担保することで（Forest Management：FM認証～Chain of Custody：CoC認証）、消費者に対し選択的な購買及び、持続可能な森林経営への支援を促していこうとするものである。

森林認証については、海外・国内を合わせると多数の制度が存在している。しかしながら、環境から見た適切な森林管理の考え方や基準については、地域によって生態系や社会状況が異なるため、国際的なコンセンサスが得られていない。ただし一部には、森林認証の相互承認を進めている制度も存在する。ここ数年、各制度により認証を受けた森林面積は急増しているが、北米や欧州に偏在している。また、認証面積の増加とともに、認証のための仕組みなども少しずつ充実してきたと考えられる。

国内においても、SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）やFSC（Forest Stewardship Council）の認証森林は増加傾向にある。

また、違法伐採に関しては、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題として、G8グレンイーグルズ・サミット（平成17年7月）において、政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意した環境・開発大臣会合の結論が承認された。日本では「日本政府の気候変動イニシアティブ」において、違法伐採対策に取り組むことを表明し、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定することにより、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象として推進が図られている。

1 3. 環境に配慮した森林資源の活用の現状

間伐材をはじめとする未利用木材の利用

平成 12 年度から実施された「緊急間伐 5 カ年対策」では、年間概ね 30 万 ha の間伐が実施され、5 年間で 150 万 ha を超える実績を上げた。しかしながら、このような間伐の実施により搬出利用されているものは全体の 4~5 割程度と推定されることから、森林整備の促進を通して、間伐の実施による木材の利用を図ることが重要である。

間伐材の消費を促すため、紙製品にも間伐材マーク（全国森林組合連合会）などの認定制度が開発されてきた。封筒や印刷用紙、画用紙、名刺、はがき、便せん、飲料容器（カートン）、トイレトペーパーなどへ利用が広がっており、現在 30 種類以上の紙製品がこうした認定を受けている。

持続可能な森林経営から産出される木材の利用

1 2 でも述べたように、森林認証材の利用については増加傾向にある。森林認証材を利用した紙製品は、市場において、消費者の間で社会的認知が進んでいるとは言い難いが、年々増加していることは確かである。グリーン購入法においても 2006 年 4 月より、バージンパルプ・木質材料における合法性の確保が「判断基準」に加わり、さらにこれらの材料について、「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されていること」が配慮事項として追記されている。木材としての利用に関しても、紙製品と同様に追記がなされている。これに伴い、紙・木材に関連する各業界団体では、合法性の証明に取り組んでいるところである。

2. エコマーク基準における森林資源の活用の現況（これまでの方針）

2 1. 紙製品分野

エコマークでは 1990 年代より、廃棄物利用の一環として、紙製品における古紙の利用を促進してきた。基準への古紙の導入を開始した当初は、トイレトペーパー、OA 用紙など、用紙類における認定品が主であったが、現在では文具製品や日用品における認定品も数多く見られる。全商品類型数 47 のうち、約 3 割が紙を扱う商品類型である。

現在のところ、エコマークの認定基準において環境配慮材として評価している紙材料は、「古紙パルプ」のみである。これまで、古紙パルプ以外の紙材として森林認証材の導入も検討された経緯があるが、当時（2002 年）は森林認証システムに関する社会的なコンセンサスが得られておらず、時期尚早であるとして再度検討すべきとの結論に至っている。

●「古紙パルプ」の定義（参考）

古紙	市中回収古紙および産業古紙
古紙パルプ	使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の裁断くずなどを離解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ

2 2. 木材製品分野

海外においては、森林の減少・劣化が進んでいる国・地域がある一方で、日本の森林は豊富

な蓄積量にもかかわらず、木材自給率が約 20%と低く、資源として十分に利用されていない。森林の多面的な機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備としての間伐が欠かせないことから、エコマーク基準において、間伐材や小径材を採り上げ、利用促進を図ってきた。

建設発生木材や廃木材などの再利用木材は、廃棄物利用の観点から、エコマーク基準に導入している。なお、木材においても、森林認証材の導入が検討された経緯があるが、前述の紙材と同様に、森林認証システムに関する社会的なコンセンサスが得られていないことから、時期尚早であるとして、再度検討すべきとの結論に至っている。

ただし、低位利用木材の一部のケースにおいては、中立的な第三者あるいは公的機関によって認証された、持続可能な管理がなされている森林から得られた材であることを要件としており、森林認証制度による証明もその中で導入している。

● 「再利用木材」・「未利用木材」の定義（参考）

1) 再利用木材： 廃木材、廃植物繊維、建設発生木材

廃木材	使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
廃植物繊維	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。
建設発生木材	建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。

2) 未利用木材： 間伐材、低位利用木材

間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。なお、小径材については、末口径 14cm 未満の木材とし、「a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径木」、「b. 人工林において皆伐、群状択伐および帯状択伐によって産出された丸太から得られる小径木」に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。

3. 検討会で得られた方向性

3.1. 検討会における主要な意見

本検討会において議論の対象とした「持続可能な森林経営」については、個別の森林管理の適否を判別する基準と手続きについてのコンセンサスが得られていないため、概ね、森林認証制度、森林計画制度に基づく森林管理や、企業の独自プログラムによる森林管理などを想定し、議論を行っている。

本検討会は、一般的に「持続可能な森林経営」とは何であるかを定義することが目的ではなく、どのような森林管理をエコマークにおいて環境負荷低減の観点から扱うべきかを検討した。したがって、以下報告書中、「持続可能な森林経営」の内容が漠然として、捉え難いと思われる箇所が存在するが、ご理解頂きたい。

また、参考までに「持続可能な森林経営 “ Sustainable Forest Management ”)については、国際的に定着している内容として、FAO (国連食糧農業機関)が提唱した以下の記述がある。

“Sustainable forest management: It is the stewardship and use of forests and forest lands in a way, an at a rate, that maintains their biological diversity, productivity, regeneration capacity, vitality and their potential to fulfill, now and in the future, relevant ecological economic and social functions, at local, national and global levels, and that does not cause damage on other ecosystems.”

「持続可能な森林経営： 周辺の他の生態系への悪影響を排除しつつ、現在及び将来における生態的、経済的、社会的な森林の適切な機能を、地域的、国内的、地球レベルで発揮させるために、森林及び林地の生物多様性、生産性、再生力、活力、潜在的能力を維持するように、森林林地を管理し利用すること」
(本検討会 藤原委員による仮訳)

項目	主要な意見	
「持続可能な森林経営に基づく木材の利用」について、基本となる考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷の評価軸として何をどのように捉えるべきか検討すべきである。 ■ 木材における合法性と持続可能性の確保の推進。 ■ CO₂削減の観点も考慮すべきである。 ■ エコマーク独自の観点(持続可能性についての解釈・定義化)により市場の誘導を図る。 ■ 環境負荷低減の一つの方法として、森林の持続可能な管理の観点は導入すべきである。 ■ 3R政策は、従来通り推進すべきである。 ■ 3Rの推進に加え、バージン材についても評価軸を加えることで合意された。 ■ 3R推進の次に、何を指すのかについて、提言した方が良い。 	
紙原料と木材原料の扱いに関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 紙と木材は、同じ森林資源(原木)を原料としていることから、同じ視点で整理が可能である。 ■ 紙については、古紙パルプとバージンパルプがミックスされる点が、木材とは違うので、考慮する必要がある。(木質ボードの一部の製品においても同様のことが言える。) 	
各材料についての考え方	廃材(古紙・廃木材)の利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3Rの推進に基づき、廃棄物の利用の観点から、引き続き基準に採り入れていくべきである。 ■ 配合率については、別途検討が必要である。
	未利用材(間伐材など)の利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合法であることを、前提とすべきである。 ■ 間伐材は、持続可能な森林経営からの一側面と考えることもできる。 ■ 間伐材の定義(「持続可能な森林管理に基づく木材」と「間伐材」の関係性、伐期との関係など)の再整理が必要である。 ■ 間伐材と主伐材が、バランス良く使用されるならば持続性が担保できると考えられる。使用量がどちらか一方に偏ってしまうことは、もう一方が余るので、持続性が担保できないことになる。 ■ 「未利用木材」と「持続可能な森林経営に基づく木材」を同等として評価すべきかは、検討が必要である。

項目	主要な意見
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">各材料についての考え方(つき)</p> <p>持続可能な森林経営に基づく木材の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林資源などのバージン材を扱う場合は、環境負荷低減の観点から評価すべきである。 ■ 森林の適正管理の視点においても、生態系に配慮した森林管理に基づく木材を扱うことは、プラスである。 ■ 「森林生態系に配慮した木材 = 森林認証材」ではない。 ■ 森林管理に基づく木材については、森林認証材だけに偏ってはならない。 ■ 森林認証制度以外の方法によって管理されている植林木なども考慮すべきである。 ■ 森林計画制度に基づく森林管理をどのように扱うか課題である。 ■ 森林認証材などにおける認証レベルの違いをどのように扱うか課題である。 ■ 企業などが独自に管理を行っている森林認証材以外の植林木などをどのように評価するか、また森林認証に代わる監査方法を考慮する必要があるかなど、明確化する必要がある。 ■ 森林管理方法の評価については、環境に関する原則を主な評価項目とすべきである。 ■ 外国材と国産材を同じ視点で評価することは難しい。 ■ 発展途上国と日本の森林問題を同列で扱って良いものかどうか。また、地域で分けて考える必要があるかどうか、課題である。
<p>森林認証制度等の活用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証制度によって環境に対する扱いが違ったり、地域性の問題などがあるので、制度の評価は難しい。 ■ 森林管理については、森林経営者の自主的責任として独自の取り組みに委ね、PDCA(P [Plan]・D [Do]・C [Check]・A [Action]) の考え方を採り入れ、実行できる範囲で最低限守ることを示すべきである。 ■ 制度等の評価については、先進事例などを採用してはどうか。 ■ エコマークにおける森林認証制度等の評価原則(環境を重視)を作成すべきである。 ■ 環境に関する側面だけを評価ポイントにするのではなく、森林認証プログラム等が持つ全ての側面をエコマークで評価することもありうる。 ■ エコマークにおいて社会側面までを入れて評価するかどうかは議論が必要である。 ■ どの程度までを評価すべきか、階層構造等で示す必要がある。
<p>各材料の混合、比較・優先度など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 比較が困難である。 ■ 基準として扱うのであれば、環境負荷低減の観点から、それぞれの材料について、最低限比較が必要である。 ■ 森林認証は定性的であるため、数値化が困難である。 ■ 再利用材(古紙パルプ、廃木材など)と持続可能な森林経営に基づく木材では比較にならないので、別次元で考えるのが妥当である。 ■ 比較評価が困難であれば、定性的な重点施策として、どの側面を採り上げるかを決定すべきである。 ■ 紙製品の場合、品質や性能を考慮した上で、用途に応じて古紙とバージン材の比率等を定めるべきである。
<p>トレーサビリティ、CoC (Chain of Custody) の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ トレーサビリティの定義を明確化する必要がある。 ■ エコマークの審査において、トレーサビリティの確保は困難であることから、森林認証制度などが持つ CoC に頼らざるを得ない。 ■ クレジットシステムとエコマーク基準との整合性を図るべきである。 ■ 厳密なトレーサビリティを証明するには、クレジットシステムの場合では、別のチェックを追加する必要がある。 ■ CoC においては、紙・木材それぞれを個別に議論する必要がある。

項目	主要な意見
合法性の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合法性の確認は、コンプライアンス（法令順守）の問題であり、ネガティブチェックとしての意味合いで扱うべきである。 ■ 林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」と同調した上で、更に高いレベルの確認も考慮すべきである。 ■ 合法性の確認には、現時点では林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を用いるが、新たに優れた確認方法が作成されれば、それを利用すべきである。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国産材の利用促進の観点についても、検討が必要である。

3 2. 検討会で得られた議論の整理

上記、検討会の主要な意見より、検討会の合意事項や、合意には至っていないが様々な観点・立場から提案されたエコマークとして検討すべき課題、また今後の検討において留意すべき事項は、以下のように整理される。

A. 合意された方向性

- 1) エコマークにおいて、従来扱ってきた古紙利用などの3R推進の観点の他に、環境負荷が相対的に低いと考えられるバージン材も評価する。
- 2) 1)を進める上での第一ステップとして、合法性の確保に取り組んでいく。
- 3) 紙と木材は、原料の産出に関する評価は同一とするが、その使用量や製品寿命・リサイクルシステムなどが違うことから、製品への配合率については、それぞれ個別で検討する。

B. エコマークとして今後検討すべき課題

- 1) バージン材の評価にあたり、環境負荷低減の評価軸として何をどのように捉えるべきか。
例：生態系の保全 / 生物多様性の保持、CO₂などの排出量の抑制 / 枯渇性資源の使用量削減、他
- 2) 1)のバージン材を産出する森林管理プログラムとして、どのような取り組みまでを評価対象とするか。
例：森林認証制度、森林計画制度に基づいた森林管理、企業の独自プログラムによる森林管理、他
- 3) 各商品分野における紙製品・木製品それぞれに対する、適切な森林管理に基づく木材の配合率 [各商品類型ごとの検討 WG (ワーキング・グループ) における検討]

C. 今後の検討において留意すべき事項

- 1) 適切な森林管理についての評価方法
- 2) 国内と海外（地域、等）で判断基準に違いを設けるかどうか。
- 3) 「持続可能な森林資源」などの文言の使用

4. エコマークにおける森林資源の活用に関する今後の進め方

4.1. 森林資源の利用に関する方向性

エコマークではこれまで、循環型社会の構築に向けて、3R政策に基づく廃棄物の有効利用を認定基準として採り上げ、推進してきた。しかし、循環型社会といえども、新規資源の投入を完全に回避することは不可能である。したがって、新規資源として投入する場合には、出来る限り環境負荷の小さい資源が選択されることが望ましく、バージン材料を使用する場合には、生態系への配慮など、持続可能な管理に基づき生産された材料をエコマークとして推奨していくことが今後一層、求められると考えられる。更に木材などの資源は、その生産体制が適切に管理されていれば、石油などの枯渇性資源の利用とは対照的に、再生可能な生物由来の資源として有意義であり、期待ができる。

木材を原料とした紙製品や木製品については、これまで古紙や再未利用材等の使用を採り上げてきたが、近年、森林管理に関わる制度などが充実してきたことから、再生可能な生物由来の資源を扱う観点をはじめとして、生態系などへ配慮した森林管理に基づく木材に関しても新たなカテゴリーなどを設け、認定基準として定めていくべきと考える。

4.2. 森林資源の利用における環境側面への配慮の必要性

材を産出する森林の適切な管理について

森林資源は再生可能な資源と考えることができるが、生態系及び生物多様性の維持など、環境保全の観点から保持されなければならない要素が多様に含まれているため、利用にあたっては細心の注意を払い、その森林が生態系の保全などに対して適切に管理されていることが求められる。したがって、エコマークとして推奨する森林資源は、適切に管理された森林から得られた材であることが、客観的に証明されているべきと考える。

また、エコマークとして生態系及び生物多様性などが適切に維持された森林資源の利用を推奨することで、適切な森林管理を促すことにもなる。

適切な森林管理とは

「適切に管理された森林」の定義や判断する基準については様々な議論があるが、ここでは森林生態系などに配慮した森林管理を想定し、原料となる木材が「森林認証材」などであれば、それが適切に管理されたものであるかどうかを判断する上での参考になる。対象となる森林資源は、森林認証制度を利用して管理している森林資源、企業などが独自プログラムにより管理している森林資源、森林計画制度に基づく森林施業計画に則った森林資源などが想定される。

伐採における合法性の確保

森林の生態系が大きく損なわれるような伐採や、違法な伐採が行われることは、森林保全管理において、大きな問題である。

違法伐採防止への取り組みは、森林の持続可能な管理に向けた重要な一歩であり、効果的に対処するためには、原料産出側、流通を含む消費側の双方における推進体制が必要である。

4 3. エコマークにおいて新たに導入する森林資源

持続可能な社会を形成する上では、環境への適切な管理に基づき産出された持続可能性（更新性）のある資源は、廃棄物の利用と並び、今後期待される材料である。ただし、更新性の面で優れていたとしても、一方で環境への悪影響があってはならない。

持続可能な森林経営には様々な解釈があり、その概念は、森林管理プログラムを運営する団体により異なっている。

今回、環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材を扱うにあたっては、エコマークが環境に配慮した製品を認定する環境ラベルであることから、その制度等の評価軸を、生態系の保全などに絞ることとした。つまり、環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材を扱う場合は、その生物多様性の保持や、生態系保全などを担保するための環境的な側面を主軸に評価し、採用していくことになる。

ただし、環境への配慮を行うにあたっては、社会的な活動などが一丸となって成立するケースが多い。したがって、持続可能な森林経営プログラムを評価するにあたっては、環境への配慮を成立させる必要最低限の社会的な規範も持ち合わせていることが条件となる。

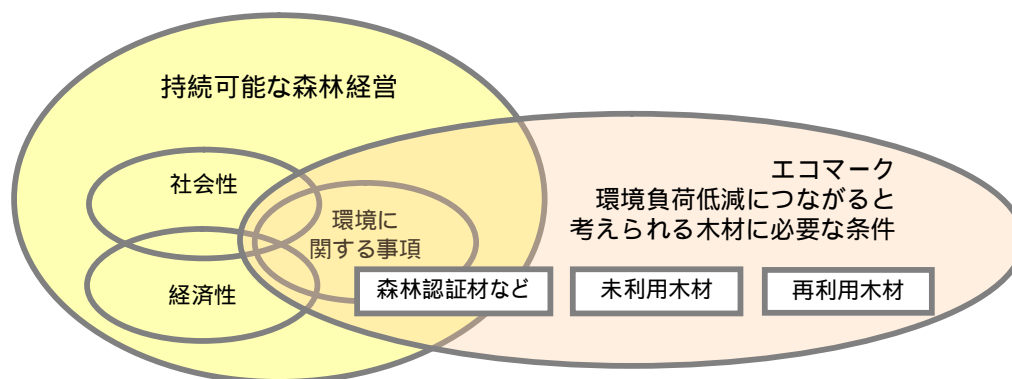


図 森林管理の評価範囲イメージ

なお、製品への持続可能な森林資源の反映方法（配合率など）については、製品ごとの基準見直し WG（ワーキング・グループ）において検討するが、適切な森林管理や、そこから産出される木材の確認方法については、別途 WG を設け検討を行うこととする。

4 4. 森林資源の利用に関する導入の手順

森林資源の利用による環境配慮については、その評価が定まっていないため、段階的に進めたいと考える。まず、第 1 ステップとして合法性の確保に関する基盤作りを行い、第 2 ステップとして環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材を選択的に活用する仕組みを構築したいと考える。

第 1 ステップ： 違法伐採や違法取引でないこと

[具体的な方法] 木材生産に関する権利の確認、木材生産の法的順守の確認、CoC の確保

第2ステップ：環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材の利用

[具体的な方法] 適切な森林管理に基づき産出された材料の確認

* 材料確認においては段階的なレベルを設け、運用を行う。

[補足] 定義について

本報告をとりまとめるにあたって、わかりにくいと思われる用語についての定義を、検討会での意見をもとに以下にまとめた。

森林認証制度

独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み [林野庁ガイドラインより引用]

森林認証材

森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品

CoC (Chain of Custody)

森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていること [林野庁ガイドライン定義より抜粋]

合法性

伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること [林野庁ガイドラインより引用]

5. 環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材を導入した場合の古紙、再・未利用木材の取扱いについて

5.1. 紙材料について

循環型資源（リサイクル）としての古紙の活用

日本国内での高い古紙利用率は、循環型社会を形成する上で、今後も維持されることが望ましいので、循環型資源としての古紙の活用は従来通り推奨していくこととする。

再利用木材・未利用木材の紙材料としての導入

紙製品の中で間伐材や未利用木材の導入が可能な製品においては、その使用に関して環境配慮材として評価できるよう考慮する。エコマークではこれまで、木材分野において、再・未利用木材導入の実績があるので、これを利用すべきである。今後、紙を取扱う各商品類型の見直し時において、順次、認定基準への導入を検討していくこととする。

環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材の活用

前述の通り、まず原料となるバージン木材に関する合法性の確認を進める。次の段階として、3.2.B)で述べた課題を整理した上で、エコマークにおける森林管理に対する一定の判断基準を設け、環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材の活用を推進する。

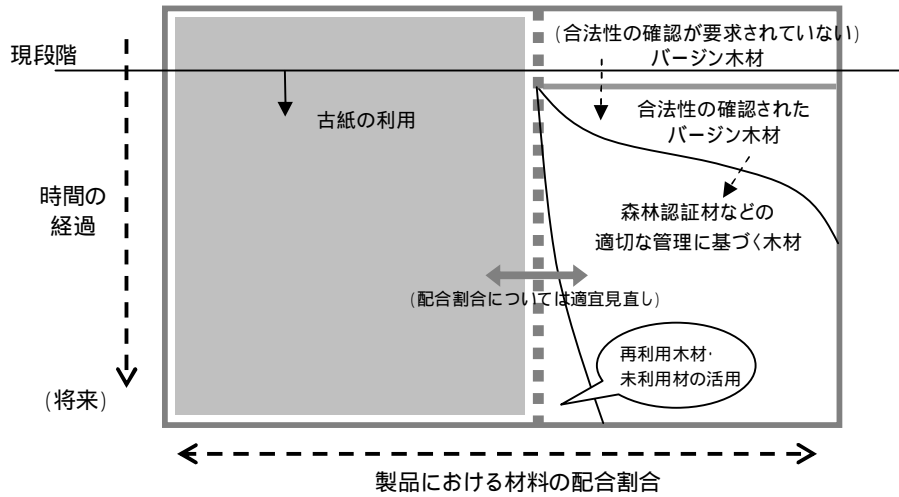


図 紙材料の利用イメージ

5 2. 木材料について

再利用木材・未利用木材の更なる活用

再利用木材および未利用木材の活用については、更なる利用率の向上が期待されるため、従来と同様推奨する。

環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材の活用

前述 5 1. と同じ

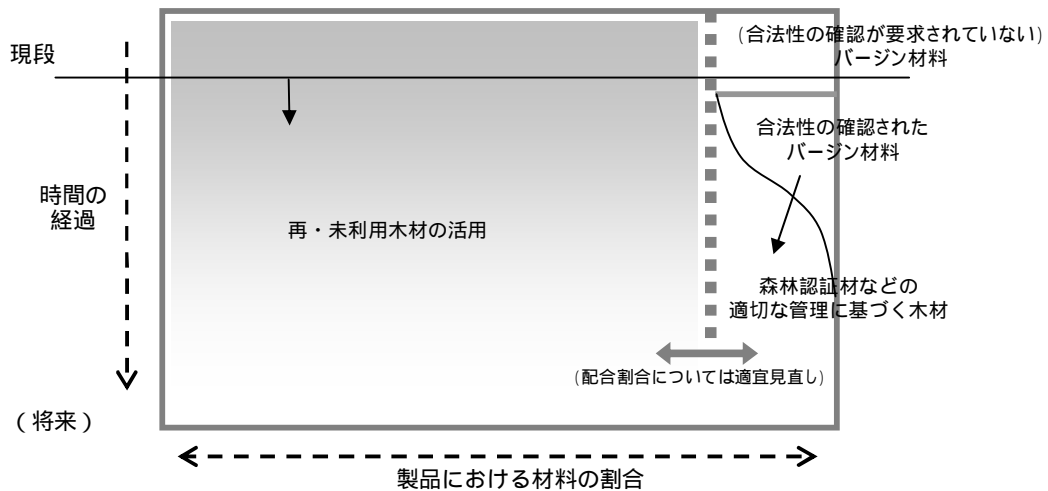


図 木材料の利用のイメージ

		紙材料	木材料
古紙パルプ		* 従来どおり推奨する。	
再利用木材		* 新たな環境配慮型原料として扱う。	* 従来どおり推奨する。
未利用木材			
環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材	合法性の確保	* 全バージン材について確認	
	森林認証材など	* 新たな環境配慮型原料として扱う。	

5 3. 各材料を扱う上での優先度

再・未利用材（古紙、廃木材、未利用木材など）の活用と、環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材の利用は、どちらも環境保全の観点で重要な取り組みであり、単純に優位性の比較ができない。

したがって、それぞれの材料の扱いについては、カテゴリーを分け、整理を行う。具体的には、環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材を使用した紙製品、木製品といった新たなカテゴリーなどをエコマークとして策定することになるが、従来の廃木材、古紙とミックスされる場合については、具体的な配合率等、各基準の見直しWGにおいて検討することになるだろう。

6. 今後の検討予定について

本報告において検討課題として挙げた項目については、下表の通り、検討を予定したいと考える。

検討事項	検討時期	検討セクション	
		紙・木材を扱う各商品類型見直しWG	環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材の評価基準WG（仮称）
1) 木材・木製品における合法性確保に関する検討	2007年1~4月	（具体的な基準への導入）	（将来的な計画）
2) 環境負荷低減に配慮した森林管理に基づく木材などの評価・認証方法の検討	2007年度後半	-	-
3) 紙製品・木製品における環境に配慮した森林管理に基づく木材の配合率などの検討	各WG見直し時期	-	-

以上